

令和3年度 第6回理事会の開催

令和3年度 第6回理事会が令和4年3月23日、日本獣医師会会議室及びインターネットを用いたオンライン出席を併用して開催された。本理事会では、決議事項として、3議案について諮られ、可決された後、説明・報告事項、日本獣医師連盟の活動報告等について、説明・報告が行われた。議事概要は以下のとおりである。

令和3年度 第6回理事会の議事概要

I 日時：令和4年3月23日(水) 13:30～17:10

II 場所：日本獣医師会・大会議室

III 出席者：(*はオンラインによる出席者)

【会長】 藏内勇夫

【副会長】 砂原和文

村中志朗

境 政人 (兼専務理事)

【地区理事】 高橋 徹 (北海道地区)

浦山良雄 (東北地区)*

鳥海 弘 (関東地区)

上野弘道 (東京地区)

石黒利治 (中部地区)

吉岡 豊 (近畿地区)

田中尚秋 (中国地区)*

佐野明彦 (四国地区)*

草場治雄 (九州地区)

【職域理事】 佐藤れえ子 (学術・教育・研究)*

西川治彦 (産業動物臨床)*

大林清幸 (小動物臨床)

宮澤 隆 (家畜防疫・衛生)

加地祥文 (公衆衛生)

佐伯 潤 (動物福祉・愛護)

栗本まさ子 (特任)

(欠席) 横尾 彰 (家畜共済)

【監事】 宇佐美 晃*

小山田富弥*

柴山隆史*

【顧問】 酒井健夫

IV 議事：

【決議事項】

第1号議案 令和4年度事業計画及び収支予算書等に関する件

第2号議案 特定資産の取崩しに関する件

第3号議案 諸規程の制定等に関する件

【説明・報告事項】

1 令和3年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

2 マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件

3 第21回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会の開催等に関する件

4 獣医学術学会年次大会に関する件

5 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

6 政策提言活動等に関する件

7 令和4年度動物愛護週間中央行事及び2022動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

8 認定・専門獣医師制度 (農場管理専門獣医師を含む) への取組みに関する件

9 愛玩動物看護師法施行後の小動物診療施設における国家資格を取得していない獣医療補助者の呼称に関する件

10 家畜における遠隔診療の活用に関する件

11 伴侶動物の動物病院ネットワーク構築のための協力可能動物病院リストに関する件

12 特別委員会及び部会委員会に関する件

13 野口英世アフリカ賞に関する件

14 「第11回インターペット ～人とペットの豊かな暮らしフェア～」に関する件

15 会員構成獣医師の休会の取扱いに関する件

16 WVAに対する本会の対応方針に関する件

17 職務執行状況に関する件 (業務運営概況等を含む)

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

V 会議概要：

【開会】

事務局から定款第41条に規定された定足数を満たし、本理事会が成立することが報告され、開会した。

【会長挨拶】

皆さん、こんにちは。令和3年度第6回 公益社団法人日本獣医師会理事会の開催に際しまして、一言ご挨拶を申し述べます。本年度、最後の理事会となりましたが、今回も対面とウェブを併用したハイブリッド開催とさせていただきます。長引くコロナ惨禍の中、ご苦勞の多い中にもかかわらず、理事、監事各位の皆様方のご出席、

またウェブでご参加いただいた役員の皆様方に心から感謝を申し上げます。

先週16日の深夜に、福島県沖を震源とする最大震度6強を観測する地震が発生をいたしました。この地震でお亡くなりになった方々に心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された地域の方々にお見舞いを申し上げます次第です。

本会といたしましては、17日早朝、震源地に近い獣医師会に対し、お見舞いとともに地元の被災状況についてお聞きをいたしましたところ、宮城県、仙台市、福島県等で会員の皆様に家財等の被害、事務機器や家具等の移動、書類の散乱等があったとの状況をお伺いしたところです。また、岩手、山形、栃木、群馬においても大きな被害はなかったようでございますが、引き続き、本会として現地調査の上、被災した会員構成獣医師への支援、被災動物の保護活動について検討する予定です。

一方、新型コロナウイルス感染症につきましては、1月に首都圏に発出されたまん延防止等重点措置が全面解除されました。3回目のワクチン接種が積極的に進められており、一旦峠を越した感ではございますが、依然として感染者数は高止まりの状況だと思っております。引き続き構成獣医師の皆様方がそれぞれのお立場で感染防止対策等に努めていただきたいと思いますと思っております。

この新型コロナウイルス感染症を経験し、ポストコロナ対策として、人と動物の健康と環境の保全を一体的に捉えて対処するワンヘルスの普及と実践が世界で注目されることになりました。本年11月11日から13日までの3日間、福岡県福岡市のヒルトン福岡シーホークを会場とし、「アジアからのワンヘルスアプローチ」を大会テーマとして第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会を開催することといたしております。ポストコロナ時代の幕開けとして通常の日常生活や経済活動の再出発を祈念し、こういった感染症により、われわれは新たな進化を遂げることを記念すべき国際大会にしたいと考えているところでございますので、皆様方のご協力、ご参加をよろしくお願い申し上げます。

なお、先般行われました国会代表質問でのワンヘルスに対する質問に対し、岸田総理が明確にワンヘルスは非常に重要である、これはしっかりとやっていくと答弁されました。このことを受け、2月16日に総理官邸に御礼に出向きまして、岸田総理にFAVA大会への出席依頼と、引き続きワンヘルス推進に対するご支援をお願いしてきたところでございます。

また、この大会では、第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和4年度）を同時開催いたします。両大会に参加できる一括登録を開始したところでございますので、理事、監事各位におかれましても、会員構成獣医師をはじめ、全国から多くの関係者に参加いただきますよう、

改めてご支援をお願い申し上げます次第でございます。

なお、今年の6月に施行を迎えるマイクロチップの装着・登録の義務化に際し、指定登録機関としての円滑な登録事務の執行、また、5月の愛玩動物看護師法の施行を踏まえた、愛玩動物看護師とのチーム獣医療の推進につきましては、人と動物の共生社会の構築と国民の皆さんの生活の向上につながるよう、さまざまな課題がございますが、全力で課題解決に努め、会員構成獣医師の皆様のご理解、ご支援の下にその責任を果たしてまいりたいと考えております。

本日は、令和4年度の事業計画及び予算等、本会の事業運営に関わる重要な事項について審議をいただきますので、役員の皆様におかれましては、将来の獣医師、獣医師会のあるべき姿を見据え、忌憚のないご意見をお寄せいただきますようお願いを申し上げます、私の挨拶といたします。

【決議事項】

第1号議案 令和4年度事業計画及び収支予算書等に関する件

境副会長兼専務理事から、令和4年度事業計画及び収支予算書等の説明がなされ、原案どおり可決した。

特に改正動物愛護管理法に基づくマイクロチップの登録に関し、環境大臣指定登録機関としての事業収支見通し等について以下の質疑応答が行われた。

「説明では、マイクロチップ登録事業収益は3億4,025万円とされ、これが動物愛護管理法に基づく新規のマイクロチップ登録、法定登録の収入としている。6月からの法施行であることから、年間4億830万円の見込みに対して12分の10を掛けて3億4,025万円としているとのことだが、対象となる犬30万頭、猫10万頭の計40万頭が仮に300円ずつ登録料を支払っても1億2,000万円にしかならないがどのような計算なのか。」と質問され、「環境省の試算をベースとしており、ブリーダー、ペットショップ、飼育者と登録機会が1頭当たり3回あることを踏まえて概ね登録回数は110万回、うち9割がオンライン、1割が紙による登録と見込み、計算したものである。」と回答された。

「従来のAIPOについて、ペットショップ等からこれまで同様の登録申込みが得られる保証はない中で前年ベースの予算組がなされているが、実現困難ではないか。大幅な赤字となるのではないか。」と質問され、「飼い主の皆様には1,050円をお支払いいただくためのインセンティブを持たせるよう工夫していかなければならない。付加価値を高める検討を行っている。」と回答された。

「マイクロチップの登録料300円で犬猫の管理ができるのであれば、狂犬病予防法に基づく犬の登録料は不要ではないか、マイクロチップを鑑札と認めるのならマイ

クロチップの登録だけで良いのではないかという話もあるようだが、いかがか。」と質問され、「狂犬病予防法の特例措置、いわゆるワンストップサービスへの参加については、多くの自治体で困惑しておられると伺っている。ワンストップサービスと言いながら、法律上規定されたのは、市町村の申し出に基づき登録された件数の情報をメールで返すだけ。その後は市町村が日本獣医師会が運用する登録データベースを検索し、犬の登録原簿と突き合わせをし、登録されていない場合は飼い主さんに連絡を取って3,000円の登録料を払っていただくという、大変面倒な事務をやらなければいけないことになる。はっきり言って、今よりも非常に難しく面倒な運用になる。これであれば、ワンストップへの参加は準備が整わない限り見送ったほうが良いのではないかと考えている。マイクロチップの登録料である300円で今のAIPOと同じようにできると思われているかもしれないが、300円で登録する法定登録は単に行政機関等が検索できる仕組みでしかなく、獣医師や獣医師会は全く関与しないものとなっている。仮に迷子の動物が動物病院に保護されて持ち込まれたとしても、あるいは災害時に避難所等に獣医師が応援に入ったとしても、獣医師は一切検索もできない仕組みになっているので、いざという時に役に立たない。こうした点で法定登録は今のAIPOと同じサービスが受けられるわけではなく、今後とも法定登録とは別にAIPOの登録についてご推奨を賜りたいと考えている。」と回答された。

狂犬病予防事務の地方獣医師会による一括受託について、「地域によっては困難であり、全国獣医師会会長会議等であらためて議論いただきたい」旨の意見が述べられ、「マイクロチップの全頭装着・登録の義務化が図られれば、マイクロチップのデータベースと市町村の畜犬登録データベースの一本化も可能となる。今後とも先行事例等についてさまざまに情報提供をさせていただくので、継続的なご議論をお願いしたい」旨回答された。

第2号議案 特定資産の取崩しに関する件

境副会長兼専務理事から、特定資産の取崩しに関する説明がなされ、原案どおり可決した。取り崩し資産の回収等について、以下の質疑応答が行われた。

「この度、新たなマイクロチップ事業の円滑実施のための特定資産取り崩しとの説明であり、取り崩し資産については事業開始後に回収予定とのことだが、回収の見通し、計画を教えてください。」旨質問され、「法定登録料について、本会としては500円が妥当との試算から環境省に500円と求めていたが、300円と決定された。環境省が求める要件を満たそうとすると、これでは年間1億円前後の赤字となる可能性がある。これでは運営が困難になることから、実際に赤字となる場合には登

録料の改訂等所要の要請を行っていく必要がある。これにより収支を改善させて取り崩し資産の積戻しに充てたい。」旨回答された。

「登録料の改訂の計画が思惑通りにいかない場合には、毎年赤字を垂れ流すことになる。先人たちが築き上げた資産もどんどん減る一方である。理事は全員共同責任であるので、真剣に取り組まなければならない。赤字が出てからではなく、今から環境省に登録料改訂について申入れをすべきである。それが叶わないのであれば日本獣医師会としてはこの事業はできませんというくらいの覚悟で進まなければならない。仕事と赤字だけを日獣に押し付けられたようなことになっており、早急な改善が必要である。」との意見に続き、「動物愛護管理法は5年ごとに見直す規定があるが、法改正を見込みつつ法定登録とAIPOの登録を一体化する予定はあるのか。」との質問があり、「環境省の現状の見解は、AIPOの登録を法定登録にそのまま移すことは個人情報保護の立場からできないとしている。一人ずつの了解を得ることなど不可能であり、このこともAIPOを継続せざるを得ない一因となっている。5年後の法改正にあたっては、ぜひ犬猫全頭へのマイクロチップ装着・登録の義務化をお願いしたい。これにより、一律の義務となることから法定登録とAIPO登録の一体化への道が開けると考えている。環境省には課題解決に向け再三にわたり申し入れを行ってきたが環境大臣の立場で事務を行う指定登録機関が環境大臣に要請を行うのはおかしいとされ、受け入れられなかった。登録申請代行についても、今年に入って不可能との見解が示された。環境省によるこれらの課題解決は困難ではないかとの判断から、日本獣医師連盟と連携して国会議員に対する要請対応を進めているのが現状である。」と回答された。

第3号議案 諸規程の制定等に関する件

境副会長兼専務理事から、「1『電子取引の取引情報の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程』の制定」、「2『日本獣医師会育児休業規程』及び『日本獣医師会介護休業規程』の一部改正」に関する説明がなされた。

関連する法改正を受け、本会として事務処理等の対応について規程を整備して法令遵守を図ることについて説明され、採決の結果、一部軽微な文言修正を行った上で対応を進めることとされ可決した。

【説明・報告事項】

1 令和3年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

令和3年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項等への対応について、令和3年度第10回業務運営幹部会（令和4年1月26日）において協議の上、対

応方針等（別記）が了承され、第12回職域別部会関係部会長会議（令和4年2月24日）における検討を経た内容について、境副会長兼専務理事から報告された。

2 マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件

境副会長兼専務理事から、①指定登録機関個別WEBシステムの開発、②自治体向け説明会等の開催、③普及啓発用ポスター及びリーフレットの作成、④指定登録機関コールセンター・ヘルプデスクの設置、⑤紙面による登録申請受付対応事務、⑥環境省令に対するパブリックコメントへの対応について法施行に向けた対応状況が説明された。

制度的課題への対応について、ワンストップサービスへの対応については「今回の動愛法改正により狂犬病予防法の特例措置が規定され、ワンストップサービスの端緒となることは評価できるが、規定内容は極めて不十分である。したがって、次期の法改正に向けて全頭登録を実現させるとともに、自治体へのメールによる変更通知のみとされている仕組みをさらに発展させ、飼育者の利便を高める予防注射履歴管理や獣医師会による犬の登録の一括対応、獣医師による登録情報検索の実現をはじめ、新たに犬を登録する際の登録料の一括収納等の仕組みを整備し、真の意味でのワンストップサービスの実現に向け、要請活動等の取組みを継続する。」旨が、獣医師及び動物取扱業者による申請代行に関する件については、「環境省と総務省における検討においては、一定の手数料を得て申請代行を行うことは行政書士法に違反する可能性が高いとされている。しかしながら、申請代行が不可となっては制度の円滑な運用は不可能であることから、運用上の整理等所要の対応がなされるよう、環境省等に要請している。」旨が説明された。

質疑応答が行われ、「当初、マイクロチップの装着・登録が義務化されればワンストップでさまざまなことができ、自治体、飼い主、獣医師それぞれにメリットが生まれると思っていたが、そうではない、となってきた。動物病院の現場で飼い主さんにどのように説明すればよいかをわかりやすく会員向けに示す必要があるのではないか。」と質問され、「まずはAIPOの仕組みを充実させ、飼育者向けのサービスが低下しないよう、さらに利便性が高まるようにしなければならない。現在構想を練っているところである。今後、関係する委員会等にお諮りしつつ取りまとめを進めたい。」と回答された。

「AIPOが長年にわたり育んできたものを絶対に失ってはならないというのは全国55の会員皆が考えているのではないか。55地方獣医師会が、5年後の法改正を目指し、動物病院に来院した飼い主さんに、「マイクロチップが入っているなら、迷子札として私たちがすぐ調

べられるAIPOに入りましょう」と勧め、努力してやっていく必要がある。そうしなければAIPOの270万件の登録の意味がない。今後さまざまな会議や委員会等の中で、地方獣医師会会長に、また地方獣医師会役員の先生方に説明しながら進めていただきたいと考えている。」との意見があった。

3 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催等に関する件

境副会長兼専務理事から、第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催準備状況、「アジアワンヘルス福岡宣言2022」の策定等が説明された。

4 獣医学術学会年次大会に関する件

境副会長兼専務理事から、令和3～5年度の獣医学術学会年次大会について、以下のとおり説明された。

(1) 令和3年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催結果

開催方法：WEBによるオンデマンド動画配信

配信期間：令和4年1月21日(金)～2月6日(日)

参加料：無料（参加登録用ホームページから事前登録）

開催内容：別紙のとおり

後日配信：開催後、本会HP等におけるオンデマンド配信予定

参加登録者数：2,031名

(2) 第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和4年度）の開催予定

開催方法：対面開催

開催期間：令和4年11月11日(金)～13日(日)

開催場所：第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会と同会場

参加料：第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会参加料と一体

開催内容：特別企画（シンポジウム、教育講演）、地区学会長賞受賞講演、獣医学術奨励賞受賞者記念講演、一般口演、研究報告

※第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会と連携開催（同会場・同日開催）

(3) 第41回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和5年度）の開催予定

開催方法：対面開催

開催期間：令和5年12月1日(金)～3日(日)

開催場所：神戸国際会議場（兵庫県神戸市）

参加料：未定（有料）

開催内容：特別企画（シンポジウム、教育講演）、地区学会長賞受賞講演、獣医学術奨励賞受賞者記念講演、一般口演、研究報告

※交流会の開催については未定（今後、開催方式等について検討）

5 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

境副会長兼専務理事から、令和3年12月9日から令和4年3月4日までの対応経過が説明された。

6 政策提言活動等に関する件

境副会長兼専務理事から、令和3年12月22日から令和4年2月24日までに行った要請活動等が報告された。

7 令和4年度動物愛護週間中央行事及び2022動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

境副会長兼専務理事から、令和4年度動物愛護週間中央行事は屋内行事を令和4年9月24日(土)に台東区生涯学習センターミレニアムホールで、屋外行事並びに2022動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”を同年10月1日(土)に東京都上野恩賜公園野外ステージ、不忍池広場及び不忍池周辺で開催することが報告された。

8 認定・専門獣医師制度（農場管理専門獣医師を含む）への取組みに関する件

境副会長兼専務理事から、本会における認定・専門獣医師制度の構築に向けた取組及び日本中央競馬会畜産振興事業として全国競馬・畜産振興会の助成を受けて令和3年度から実施している農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業について説明された。

9 愛玩動物看護師法施行後の小動物診療施設における国家資格を取得していない獣医療補助者の呼称に関する件

境副会長兼専務理事から、令和4年3月7日付け3日獣発第324号「愛玩動物看護師法施行後における同法に基づく国家資格未取得者が用いることのできる名称について」により地方獣医師会あてに通知した内容が説明された。

10 家畜における遠隔診療の活用に関する件

境副会長兼専務理事から、令和4年1月12日付け3日獣発第275号「家畜における遠隔診療の積極的な活用について」により地方獣医師会あてに通知した内容が説明された。

質疑応答が行われ、「今回遠隔診療が初診から認められることを大変危惧している。全国展開する企業病院やコンサルタントによる指示書の乱発が一層進むのではないかと心配している。薬剤耐性対策の立場からも適切な獣医療提供が不可欠と考えるのがいかがか。」と質問され、

「規制改革の流れの中での今回の対応であろう。新型コロナウイルス感染症への対応の中で人の医療において遠隔診療の活用が認められる流れの中で獣医療分野でもこうした対応がとられたものと思われる。制度が悪用されないようにわれわれとしても十分注意していかなければならないと考えている。明らかな違法行為があった場合には適正に対処してまいりたい。」と回答された。

「今回の考え方が実施されるのであれば、獣医師の指示の下、農場の管理者がワクチネーションを行うことも十分可能と考えられるがいかがか。」と質問され、「現場での対応は法の下に全国一律でなければならないと考えている。まずは農場の管理獣医師が自ら責任を持って対応する体制を構築することが大切であり、農場の管理者の役割等についてはその後に検討すべきと考えている。」と回答された。

11 伴侶動物の動物病院ネットワーク構築のための協力可能動物病院リストに関する件

境副会長兼専務理事から、小動物診療施設において新型コロナウイルス感染症患者の飼育動物を診察・収容した場合や、動物の新型コロナウイルス感染を疑う場合の対応について、国立感染症研究所獣医科学部や大学等に相談し、必要に応じ検査を実施する旨を公表している中、国立感染症研究所及び東京農工大学から、国立研究開発法人 日本医療研究開発機構研究班の「愛玩動物由来人獣共通感染症に対する検査及び情報共有体制の構築」事業に取り組むとの情報提供及び伴侶動物の動物病院ネットワーク構築について協力依頼があったことが説明され、全国的な検査及び情報共有体制の確立に向け、まずは関東・東京地区10都県市の地方獣医師会から、ネットワークに参加し、検体の提出等のテストケースへの協力が可能な動物病院の紹介を依頼したところ、計64施設の紹介を受けたことについて、御礼と協力への依頼が述べられた。

12 特別委員会及び部会委員会に関する件

令和3年12月7日から令和4年2月9日までに開催された特別委員会及び部会委員会の開催概要が説明された。ワンヘルス推進検討委員会については、草場理事から、日獣会誌75巻3号(100～108頁)掲載記事「“One Health”の推進に向けて—地方獣医師会の最優先課題—」が紹介され、全国の地方獣医師会においてワンヘルスに関する委員会の設置が進んでいない現状を改善するため、行政機関や教育現場を巻き込んだ取組みを各地で図る必要があること、11月に開催されるFAVA大会を契機にさらに活動を推進したいことが説明された。

続いて、部会委員会として、西川理事から産業動物臨床・家畜共済委員会、大林理事から小動物臨床委員会、

佐伯理事から動物福祉・愛護委員会の開催概要が説明された。

13 野口英世アフリカ賞に関する件

境副会長兼専務理事から、野口英世アフリカ賞について以下のとおり説明された。

- (1) 野口英世アフリカ賞は、平成18年5月の小泉純一郎総理大臣(当時)のアフリカ訪問及び野口英世博士没後80年を記念して、アフリカでの感染症等の疾病対策のため、医学研究・医療活動の2部門を対象に顕著な功績を挙げ、アフリカに住む人々の保健と福祉の向上に貢献した方々に賞及び賞金を授与する目的で創設された。
- (2) 創設に際しては、本賞募金委員会が設置され、代表世話人を小泉元総理、世話人を日本医師会会長、日本医科大学理事長が務め、さらに各団体を率いる代表者の一員として本会山根会長(当時)も委員に就任している。
- (3) 平成19年には募金委員会の小泉代表世話人から本会に対して、賞の基金造成のために寄付についての支援の依頼がなされことを受け、平成19年度第4回理事会(平成19年12月18日開催)において、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会から相当額が寄付される予定であること等を踏まえ、一般会計からの拠出と併せて地方獣医師会からも寄付金造成に協力いただき合計で200万円以上を目標に造成し、寄付取扱機関であるJICAへ送金する旨の了承を得て、最終的に総計5,000,000円(本会1,360,000円、地方獣医師会3,640,000円)を平成20年4月9日付けで寄付した経緯がある。
- (4) このたび本賞募金委員会世話人会(代表世話人:細田博之衆議院議長)から、現在、本賞は3年ごとに開催される「アフリカ開発会議(TICAD)」の際に授与されているが、本賞が未永くアフリカと世界で野口英世博士の精神を伝導する灯火であり続けるよう改めて支援が依頼された。
- (5) ついては、本会が本賞の基金造成に積極的に支援した経緯を踏まえるとともに、現在、アフリカをはじめ、世界中に未曾有の損害を与えている新型コロナウイルス等の共通感染症対策として、本会が推進しているワンヘルスの取組みの一環となること、日本医師会では高額な支援(2年間で4,000万円)を予定していること等を踏まえ、改めて本会からの支出とともに地方獣医師会からの寄付金を合わせ、前回と同様に合計500万円を目標として支援を行うことについて理事会の承認を求めることとした。

14 「第11回インターペット ～人とペットの豊かな暮らしフェア～」に関する件

境副会長兼専務理事から、本会として3月31日に開

催されるオープニングステージ企画「ビジネスフォーラム 人口減少と飼育頭数減少、ペットと暮らす需要創造とは何か」への藏内会長のパネリストとしての参加、本会主催企画として4月2日に開催されるステージ企画「ワンヘルスからはじまる未来」及びアリーナ企画「キッズ獣医師体験」の開催概要(開催報告については本誌194～195頁参照)が説明された。

15 会員構成獣医師の休会の取扱いに関する件

境副会長兼専務理事から、令和4年2月2日付け3日獣発第306号において地方獣医師会あてに通知した「休会」区分の運用及び次回の通常総会において休会者の会員構成獣医師割会費の免除について検討いただく計画であることが説明された。

16 WVA に対する本会の対応方針に関する件

境副会長兼専務理事から、令和4年3月29日にアラブ首長国連邦アブダビにおいて開催される世界獣医師会(WVA)において、①WVA地域枠(評議員選出のための地域分割)の改訂案に係る検討経過の報告、②2021年度財務報告(WVAの会計年度は1月始12月締)、③2023年度予算案、④2023年度会費案、⑤及び次期会長・評議員選挙結果の報告が行われる予定であること、並びにこれらの議題等の採決にあたって賛成票を投じる予定であることが報告された。

17 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

境副会長兼専務理事及び地区理事から、職務執行状況が説明された。

18 その他

出席理事から、ウクライナ情勢に関し、現地または避難者への何らかの支援を検討すべきではないかと提案され、支援する方向で方法等について検討したい旨回答された。

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境副会長兼専務理事から、当面の関係会議等の開催日程が説明された。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

境委員長代行兼会計責任者から、活動報告が行われた。

【閉会】

藏内会長から全ての議案が終了した旨報告され、円滑な議事進行への協力にお礼が述べられた後、事務局から閉会が告げられた。

令和3年度 地区獣医師大会決議要望事項等への対応

1 獣医界をめぐる情勢と日本獣医師会の対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、医療や社会経済に多大なる影響をもたらした。本会も感染防御を第一に考え、各種会議や学会・シンポジウム等を中止し、またウェブ開催とした。この新型コロナウイルス感染症も動物由来の人と動物の共通感染症と言われており、その対策を講じるうえで、人と動物の健康及び環境保全を一体的に推進するワンヘルスの実践の重要性が一層高まっている。
- (2) 日本獣医師会では、国境を超えて広範な地域にまん延する人と動物の共通感染症や薬剤耐性（AMR）問題の拡大が懸念される中、平成22年に「動物と人の健康はひとつ。そして、それは地球の願い。」という活動指針を採択して、ワンヘルスの考え方を取り入れ、平成25年には日本医師会との学術協定を締結するとともに、地域における医師会と獣医師会も同様の協定を締結しての連携活動を推進する等関係者の情報共有を促進してきた。
- (3) 一方、国内における豚熱の発生が継続するとともに、中国をはじめ韓国等アジア地域の近隣諸国ではアフリカ豚熱（ASF）の発生も拡大してわが国への侵入が懸念されている。
- (4) 令和元年に成立した動物愛護管理法の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化により、本会が環境大臣指定登録機関として指定され、令和4年6月の施行に向けてシステムの構築の準備を進めているところである。また同じく令和元年に新規制定された愛玩動物看護師法についても、動物看護師統一認定機構等の関係者の間で国家試験等の実施に向けて準備が進められている。今後は、これらの二つの新制度が円滑に実施され、人と動物の共生社会の構築に向けて国民全体の利益向上に繋がるよう、尽力していく必要がある。
- (5) 一方、令和4年11月に福岡市での開催が予定されている第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会については鋭意開催準備が進められており、また、令和2年にFAVA副会長に就任した本会蔵内会長は、ワンヘルス、薬剤耐性（AMR）対策等のFAVA活動に積極的に取り組んでいるところである。
- (6) アジア地域臨床獣医師等総合研修事業、東アジア3カ国獣医師会の交流活動については、新型コロナウイルス感染症による入国制限等が継続しているため今後の事業運営は不透明な状況にある。
- (7) また、本会の組織強化のため、地方獣医師会にお

る組織率の向上を図るとともに、一般市民向け及び地方獣医師会・会員構成獣医師向けの広報を強化し、情報提供体制の充実を図っていく。また、本会の財政基盤の強化のために収益事業にも積極的に取り組むこととしている。

- (8) このような状況の中で、令和3年度においても地区獣医師会連合から多数の決議要望事項等が提出された。これらの課題については、「2 令和3年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方」のとおり対処することとしたい。

2 令和3年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方

- (1) 人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）対策等のワンヘルスの実践
 - ・人と動物の共通感染症についての正しい知識の普及啓発：“One Health”の理念の推進（関東・東京地区）
 - ・人獣共通感染症への研修強化（中部地区）
 - ・医療従事者の範囲（中部地区）
 - ・伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備（中国地区）

〔考え方・対応等〕

- ア 人と動物の共通感染症対策等ワンヘルスの実践については、日本医師会と連携しつつ本会のも最優先事項として取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一層重要かつ緊急な課題となっている。
- イ 関係行政機関に対しては、獣医師と医師の連携体制の強化への支援を要請し、本会、日本医師会、農林水産省、厚生労働省が連携した人と動物の共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等に関するシンポジウムを開催してきた。特に、薬剤耐性（AMR）対策において、抗菌剤等の動物用医薬品としての承認促進に向けた具体策を国に提案し、支援要請を行った。
- ウ 共通感染症対策として、家庭動物、野生動物等の疾病に関する調査と検査・診断体制の確立、獣医師を含む関係者を対象とする研修の実施について検討を行っている。
- エ また、わが国及びアジア地域における人獣共通感染症対策の強化のため、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む

全ての動物の感染症等の調査研究，医薬品開発，水際防疫等の実施体制を確立するとともに，地方においてもワンヘルス推進機関としての広域感染症防疫センターを国の機関として設置するよう要請している。

オ すでに全国 55 地方獣医師会すべてにおいて地域の医師会との連携協定の締結がなされたところであり，今後は協定に基づく具体的な活動の発展をめざし，地方自治体を含めた連携体制の構築等の活動を支援する。

カ 令和 4 年 11 月 11 日から 13 日まで，福岡県福岡市ヒルトン福岡シーホークにおいて，「アジアからのワンヘルスアプローチ」をテーマとして第 21 回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会を開催し，本会の主導によりアジアにおけるワンヘルスの実践を一層推進することとしている。

キ また，FAVA においては，本会蔵内会長が副会長としてアジア各国におけるワンヘルスの推進に尽力しており，ワンヘルスに関連したアクションプランの策定や FAO と連携した薬剤耐性 (AMR) 対策に関する国際 Web シンポジウムの開催等に取り組んでいる。

ク ワンヘルスの推進に向けた獣医師の役割は今後一層多岐にわたり，重要性が増すものと考えられる。その対応については，今後もワンヘルス推進検討委員会のほか関係する部会委員会等において検討を行い，その結果を本会の要請活動等に反映させることとする。

(2) 家畜伝染病への防疫対応，畜産振興，食品の安全性の確保等

- ・海外悪性伝染病におけるワクチン製造の強化（関東・東京地区）
- ・豚熱等家畜伝染病対策検討委員会の設置（中部地区）
- ・①家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した人員確保と処遇改善，②家畜伝染病や共通感染症対策等のワンヘルスに的確に対応できる予算支援，③バイオセキュリティを考慮した施設・機器整備と精度管理のための予算措置，④獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実（全国家畜衛生職員会）

〔考え方・対応等〕

ア 家畜伝染病への防疫対応，畜産振興，食品の安全性の確保等については，本会として，産業動物臨床・家畜共済委員会，家畜衛生・公衆衛生委員会等において具体的課題の検討を行い，その結果に基づいて，関係行政機関等に対し適宜要請活動を行ってきた。

イ 特に，農場ごとの家畜衛生管理業務（①飼養衛生管理の向上，家畜伝染病等の侵入防止，早期発見・通報等（豚熱ワクチン接種業務を含む.），②高品質で安全な畜産物の安定供給，③要指示医薬品の一元管理と薬剤耐性 (AMR) 対策の推進，④人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る「ワンヘルス」への配

慮等）を農場管理獣医師に一元化する等，改正家畜伝染病予防法の有効かつ適正な運用を図るとともに，飼養衛生管理基準（①飼養衛生管理者の選任及び管理の実施，②飼養衛生管理マニュアルの作成，③衛生管理区域の設定及び病原体の侵入防止措置，④放牧制限時の避難用設備，死体の埋却用地等の確保，⑤人，物品，車両等の消毒設備の設置，⑥野生動物の侵入防止措置等）の遵守体制確立のため，家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じるよう要請した。

ウ 本会及び獣医療関係団体は，平成 22 年度以降，国の支援を得て獣医療提供体制整備推進総合対策進事業を実施し，飼養衛生管理基準の普及啓発や農場から食卓までの食の安全を担うための高度な技術を有する農場管理獣医師の養成・確保に努めてきた。今後は，社会のニーズに応える認定・専門獣医師制度を構築する中で，農場管理獣医師を制度上の専門獣医師に位置付け，高度獣医療提供体制の強化を図りたい。

エ 豚熱 (CSF)，アフリカ豚熱 (ASF) 等の特定家畜伝染病対策については，本会に豚熱等家畜伝染病対策検討委員会を設置し，第 2 回委員会以降，本会関係委員会委員，豚熱発生地域関係者に加えて生産者団体，学識経験者等にも参画していただき，新たな家畜伝染病の侵入対策等をはじめとした各種疾病への対応について検討を行うとともに，「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」を作成し，豚熱ワクチンの接種体制の構築を図ることとしている。

オ また，海外悪性伝染病等に対するワクチンの開発製造を含む検査・研究体制の整備・充実については，上記 (1) エで述べた関係機関を一括統合した国の機関において対応していくべきと考える。

カ 本件については，今後も産業動物臨床・家畜共済委員会，家畜衛生・公衆衛生委員会等において検討を行い，その結果を本会及び関係組織の活動に反映させることとする。

(3) 狂犬病対策の充実・強化

- ・狂犬病予防注射接種率向上のための戦略的広報の実施（中部地区）

〔考え方・対応等〕

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については，狂犬病予防体制整備検討委員会等の検討を踏まえ，厚生労働省等に対し，①検査対象動物の密輸入等を防止するための国境検疫措置の強化，②動物愛護管理法の改正を踏まえ，マイクロチップ (MC) を鑑札の代替として活用する効率的な犬の登録制度の推進，国内の犬飼育頭数の把握及び MC を予防注射済票の代替とするワンストップサービスの実現による犬の飼育者の一層の利便性の向上，③狂犬病ワクチンの在庫数量の把

握及び狂犬病発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保、④野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実、⑤獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備、⑥狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発等について要請を行った。

イ 狂犬病予防注射接種率向上のための広報については、小動物臨床委員会、総務委員会等においてITツールを含むさまざまな媒体を用いた効果的な方法について意見を聞くこととしたい。

ウ 地方獣医師会に対しては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実施、狂犬病予防注射済票の交付等）を一括受託するなど地方自治体と獣医師会との連携の下で狂犬病予防事業が組織的・効果的に円滑に推進されるとともに、MC登録事業と一体化したワンストップサービスの実施体制を構築し、犬の飼育者の利便性向上に取り組むこととしている。

(4) 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

- ・産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保対策の充実（中部地区）
- ・勤務獣医師、特に公務員獣医師の処遇改善（近畿地区）
- ・獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用（中国地区）
- ・地方自治体等勤務獣医師の待遇の改善（四国地区）
- ・産業動物獣医師、公務員獣医師の人材確保に向けた処遇改善と取組み（九州地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医師の需給対策については、産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえて、本会として関係機関に対し、獣医師不足領域における勤務獣医師の処遇改善、また大学における産業動物臨床、家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実、修学資金の活用範囲の拡大等について、また、産業動物獣医療の基盤となる家畜共済組合家畜診療所の収入源の多元化による処遇改善等についても要請活動を行ってきたところである。

イ なお、文部科学省に対しては、①各大学で行う参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習に対する農業共済組合・連合会等の家畜診療施設、家畜保健衛生所・食肉衛生検査所等の行政関係機関等の協力体制の構築、②国公立獣医学系大学における特別選抜入試（地域枠）の導入への支援を要請したところである。

ウ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業においては、①卒後間もない産業動物診療獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、実習、②中堅臨床獣医師に対

する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を実施して、産業動物診療獣医師、公務員獣医師の職域への定着を図ってきた。

エ また、獣医師の職域・地域偏在の問題解決を図るための一方策でもある女性獣医師の活躍推進については、職域総合部会に設置した「女性獣医師活躍推進委員会」等でその対応を検討するとともに、各種の研修会及び普及啓発事業並びにインターネットによる情報提供等の具体的な施策を継続的に実施している。

オ 公務員獣医師の処遇改善については、本会と地方獣医師会が連携して関係各所へ働きかけを行った結果、平成29年度には福岡県において、令和3年度から徳島県において「特定獣医師職給料表」が施行される等、各地域で成果が見られる。

本会としては、このような先進事例を参考にしながら、獣医師独自の給料表の創設及び初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸の一律月額50,000円以上増額を要請する等、今後とも活動の強化に努める所存であり、地方獣医師会においても関係各所への要請活動に今後一層尽力いただきたい。

(5) 動物福祉・管理対策、野生動物対策、動物飼育環境の改善

ア 動物福祉・管理対策の推進

- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に伴う、動物虐待発見時の届け出（中部地区）
- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置づけの改正（中国地区）

イ マイクロチップの普及推進

- ・動物の愛護及び管理に関する法律に基づく狂犬病予防法の特例に係る対応（中部地区）
- ・動物愛護法に基づくマイクロチップ装着、登録の体制強化について（九州地区）

ウ 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・災害時の動物救護広域連携即応体制の整備・構築（東北地区）
- ・自治体における災害時のペット同行避難者の支援体制整備推進（東北地区）
- ・VMATの体制強化と大災害時の会員派遣に関する体制構築（九州地区）

エ 学校動物飼育支援対策の推進

- ・学校動物飼育の支援（中部地区）

〔考え方・対応等〕

ア 動物福祉管理対策については、これまでマイクロチップ（MC）装着・登録のすべての犬猫における義務化を中心として、災害時動物救護体制の充実、学校獣医師の設置と学校動物飼育の支援等について関係機関に要請を行ってきた。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律における動物の虐待については、環境省に対してその具体例の例示、獣医師に対する研修の実施等について要望したところであり、獣医師の対応については、動物福祉・愛護委員会に置いて検討を進めている。また、動物取扱責任者研修に関する獣医師の取扱いについては、現在動物取扱責任者研修の受講対象となっている獣医師を受講対象から外すことについて環境省に申し入れたが、環境省としては、法令の改正内容や社会状況の変化に応じた対応等について随時情報提供の必要があるとのことであった。

ウ 動物の愛護及び管理に関する法律の改正により義務化された販売用の犬・猫へのMCの装着・登録については、本会が環境大臣指定登録機関に指定され、令和4年6月の施行に向けてシステムの構築等を行っているところである。なお、次期の法改正においては、販売用に限らず全ての犬・猫へのMCの装着・登録を義務付けるよう要請したところである。

エ また、MCを鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進を図るとともに、さらにMCを予防注射済票の代替とするなど、飼育者の一層の利便性の向上を図るワンストップサービスの実現についても要請している。

オ 災害時動物救護活動については、本会から環境省に要請を行った結果、平成25年に環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成30年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定）において、飼い主の役割として同行避難が明記され、獣医師会の役割、行政との連携についても解説されている。

本会では、各地方獣医師会の活動に関する「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」を作成するとともに、日本獣医師会としての対応を含めた新たな体制整備のための「日本獣医師会災害対策マニュアル」を策定した。今後はこれらのガイドライン、マニュアル等に基づき、広域的な緊急災害時の動物救護活動における対応についてさらに論議を深め、VMATの養成、災害時の派遣等に関する対応等具体的な対策を講じていくこととしている。

カ 学校動物飼育支援活動については、獣医学術学会年次大会の場で関係者の意見交換の場を設けてきた。本件については、今後も学校動物飼育支援対策検討委員会において各地区からの要望を踏まえて検討を進め、その結果に基づいて、地方獣医師会等における具体的な活動を支援することとしている。また、本件に関して環境省、文部科学省に対して支援を要望しているところである。

キ 野生動物対策については、前期の委員会の報告書と

して「保全医学の観点から踏まえた野生動物対策の在り方」が提出され、その内容について野生動物医学会等の関係学術団体及び野生動物対応の関係者間においても理解が進んでいる。今後、関係学術団体等と連携しながら、引き続き本会提言内容の普及と実践に向けた支援を継続することとしている。

また関係省庁には、わが国における豚熱の流行、台湾における狂犬病の流行における野生動物の関わりを重要視し、平時から適切な検査体制を整備するよう要請したところである。

ク 今後、実効性ある動物福祉・愛護活動、野生動物対策及び家庭動物飼育の普及対策を円滑かつ適切に展開するためには、国民の理解・支援を得ることが重要であり、動物感謝デーin JAPAN等の機会を活用して、本会・地方獣医師会の活動等を介して普及・広報活動を行いながら、関係機関等に提言を行っていくこととしている。

(6) 獣医学教育体制の整備・充実

- ・大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部及び獣医学研究科の設置（近畿地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、国際水準を目指した獣医学教育の改善と充実であり、これまで、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するよう要請活動を実施してきたところであり、大阪府立大学における獣医学部及び獣医学研究科への整備についても支援する立場にある。

イ 平成29年度から開始された参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習については、関係者で構成される「獣医学実践教育推進協議会」を通じて実習環境の整備等に積極的に協力し、調整・支援することにより、わが国獣医学教育の整備・充実に向けた取組みを促進することとしており、本件については文部科学省に対して支援を要請している。

(7) 獣医療提供体制の整備・確保等

- ・社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」の確立（関東・東京地区）
- ・愛玩動物診療分野における遠隔診療ガイドラインの策定（中部地区）
- ・愛玩動物看護師法施行に向けて（中部地区）
- ・「獣医療法」第17条（広告の制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直しについて（中国地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医療提供の質の確保対策については、関係機関に対し、チーム獣医療提供体制の整備の推進、農業共済制度の改善、生産獣医療及び農場 HACCP の普及等に関する知識・技術を備えた農場管理獣医師の養成等について要請を行ってきた。

イ 具体的には、農林水産省から獣医療提供体制整備推進総合対策事業を受託し、飼養衛生管理基準に関する普及啓発、管理獣医師の育成・確保等に努めているところである。なお、遠隔地診療については、平成 31 年度から本事業において、広域獣医療体制整備対策事業を実施し、モデル地域を設けて情報通信機器を用いた診療（遠隔診療）の試行を行ったところである。併せて、小動物臨床委員会において愛玩動物における遠隔診療ガイドラインについて検討を行っている。

ウ 新型コロナウイルス感染症への対応については、本会に「新型コロナウイルス感染症等緊急対策本部」を設置して検討の上、「愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について」及び「新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について」等の見解及び対応方を公表し、地方獣医師会、会員構成獣医師及び一般への情報普及に努めているところである。また、新型コロナウイルスへの感染が疑われる飼育動物の全国的な検査体制の確立に向けて、国立感染症研究所及び大学等研究機関と協力して対応策の検討を行っている。

本件については、今後も対策本部及び関係部会委員会において検討を行い必要な措置を講じることとしている。

エ 動物飼育者が求める高度で多様な獣医療提供体制を整備するためには、かかりつけ獣医師等のいわゆる総合的獣医療、各分野の専門的獣医療の提供について具体的な検討を行う必要があり、令和 3 年 9 月、本会に認定・専門獣医師協議会を設置し、認定専門獣医師制度の構築や獣医療法第 17 条に定める広告制限の一部緩和による専門獣医師であることの広告も可能となるよう対応を進めているところである。

オ さらに、愛玩動物看護師の国家資格化については、

動物看護師統一認定機構等において国家試験等の実施に向けて準備が進められている。本会としては、会員及び会員構成獣医師に必要な情報提供を行うとともに、愛玩動物看護師が積極的に雇用されることによる獣医師と愛玩動物看護師の適切な連携によるチーム獣医療及び地域獣医療の提供体制の構築について関係部会で検討を行い、必要に応じて要請活動等を行うこととしている。

カ 獣医療広告違反等については、すでに農林水産省に要請済みであるが、農林水産省においては、令和 2 年 5 月に公表された「獣医療を提供する体制整備を図るための基本方針」において「獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告のあり方について検討を進める。」と明記されており、その検討の一環として検討が進められるものと理解している。

(8) 日本獣医師会の組織体制及び運営

・獣医師会活動の拡充のための会員加入率の向上（関東・東京地区）

〔考え方・対応等〕

ア 本会としては、地方獣医師会における会員加入率の向上のため、会員構成獣医師への魅力ある事業運営及び適切な情報提供等を目的として事業のスクラップアンドビルドを行ってきたところである。

イ この度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、さまざまな分野で Web による会議、セミナー等が行われているところであり、本会としても Web の利用は少ない負担で魅力ある情報を会員構成獣医師に提供できるものと考えている。地方獣医師会においても Web を利用し、地域の特色を取り入れた情報提供の実施を考慮いただきたい。なお、Web 会議・セミナーの導入、実施方法等については、ご質問いただければ本会事務局から情報提供を行うことが可能である。

ウ また、本会と地方獣医師会の収支の改善を念頭におきながら、マイクロチップ登録事業を堅実に運営する一方、狂犬病予防事業の一括受託等地方獣医師会における円滑な業務運営を支援しつつ、公益事業の拡大を図るための対策を検討したい。